

平成 30 年 9 月 5 日現在

機関番号：30106

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13091

研究課題名(和文) 盲導犬とユーザーを迷惑・犯罪行為から守るための社会的方策に関する研究

研究課題名(英文) The study of the social intervention on the protection of the guide dog and it's users from the troublesome and criminal act

研究代表者

横山 穰 (YOKOYAMA, YUZURU)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：20244676

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：盲導犬とユーザーを迷惑・犯罪行為から守るための社会的方策について研究するうえで、盲導犬とユーザーがいかなる迷惑・危険行為を体験しているのかについて実態を明らかにした。さらには、日本国内のみならず米国における盲導犬とユーザーに対する迷惑・危険行為の実態についても調査を行った。そのうえで、いかにして盲導犬とユーザーの双方を迷惑・危険行為からいかにして身を守るべきかについて、社会的な防止策について明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study find out the fact of the troublesome and dangerous act toward the guide adog and it's users in Japan and the United states. In order to protect the guide dog and it's users from the troublesome and dangerous act, establishing both better social system and personal system must be done.

研究分野：社会福祉

キーワード：盲導犬 盲導犬ユーザー 迷惑行為 危険行為 社会的方策 日本および米国

### 1. 研究開始当初の背景

2014年7月に埼玉県内で発生した盲導犬に対する傷害事件に関する報道(ユーザーの出勤途中に、何者かがフォークのような鋭利なもので盲導犬の体を突き刺し、深い傷を負わせたとするもの)は、事件が発覚して以降、大きな社会的反響を呼んだ(しばらくした後、事件の真相として、当該盲導犬が負った傷は、他者による悪質行為の結果によるものではなく、別の理由による可能性が高いとの報道がなされた)。しかしながら、この傷害疑惑事件の報道を受けて、盲導犬に対する悪質かつ卑劣な迷惑・犯罪行為は、盲導犬の生命や健康はもとより、ユーザーの安全や社会参加を損ないかねない重大な事柄であることを再認識させられる契機となった。

そこで、本研究を着想する背景としては、これまでに盲導犬とユーザーが経験した迷惑行為と犯罪行為の実態について明らかにするとともに、問題となる迷惑行為や犯罪行為の防止に向けて、盲導犬とユーザーを守るための社会的方策を明らかにすることの重要性を認識したことによる。

挑戦的萌芽研究の採択課題として、2013年度から2014年度にかけて実施した「障害者の自立生活と社会参加に果たす身体障害者補助犬の役割と普及・育成に関する研究」の調査結果から、盲導犬とユーザーは日常生活を送るなかで、様々な迷惑行為や犯罪行為に遭遇している事実が明らかとなった。

盲導犬に対する迷惑・犯罪行為の具体例としては、盲導犬に対して唾を吐きかける、盲導犬を蹴るなどの暴力行為を働く、故意に盲導犬の尻尾をつかんだり、引っ張るなどして、盲導犬が無抵抗か否かを試す、盲導犬が仕事にもかかわらず、勝手に盲導犬の体を触る、盲導犬の進行方向に立ち塞がり、歩行妨害をする、盲導犬が仕事にもかかわらず、無断勝手に食べ物を与える、面白半分に盲導犬の耳を引っ張ったり、頭やお尻を叩くなどの悪戯をする、などである。

一方、ユーザーに対する迷惑・犯罪行為の具体例としては、歩行中のユーザーに対して、道を開けることなしに故意に体をぶつけてきた挙句、一切の謝罪もせず、逆にユーザーに非を責任転嫁し、怒って激しく責め立てる、ユーザーが盲導犬を同伴しているにもかかわらず、入店拒否をしたり、タクシーやバスの乗車拒否をする、ユーザーを目の前にし、親が子に対して、「目が見えなくて可哀相ね」と述べたり、ユーザーを指さして「大人しく行儀よくしていないと、ああなるわよ」と注意する、盲導犬に対するしつけがなっていないとの理由で、ユーザーに対して罵詈雑言を吐き、怒鳴り散らす、激しく叱責する、などの悪質かつ卑劣な態度をとる、などである。

かくして、盲導犬とユーザーが日常生活において、予期せぬ迷惑・犯罪行為に遭遇し、身の危険を感じたり、安全を脅かされるばかりではなく、恐怖心を抱いたり、周囲の不当な扱いによって心が傷つけられるなど、よりよく生きるための基本的な権利が侵害されている事実を看過できないとの認識が、本研究の開始当初の背景となっている。

### 2. 研究の目的

1で述べた本研究に至る背景や着想にあるように、第1に、盲導犬とユーザーが安心して日常生活を送ることを目的に、これまでに盲導犬とユーザーが経験した迷惑行為と犯罪行為の実態を明らかにすることである。第2に、盲導犬とユーザーを迷惑・犯罪行為から守るための社会的方策について明らかにすることである。

い

### 3. 研究の方法

本研究では、盲導犬とユーザーが日常生活上経験している迷惑行為と犯罪行為について、盲導犬ユーザー及び、盲導犬を貸与している盲導犬施設に勤務する職員(盲導犬訓練士、歩行指導員)に対して聞き取り調査を実施し、被害の実態を明らかにする。さらには、今後、盲導犬及びユーザーに対する迷惑行為と危険行為を防止するために、いかなる方策を社会的に講じる必要があるのかについて、ユーザーと盲導犬施設職員(盲導犬訓練士、歩行指導員)をはじめ、司法関係者(弁護士等)に対して聞き取り調査を実施する。加えて、米国等の外国における、ユーザーと盲導犬に対する迷惑行為と犯罪行為の実態について明らかにし、そうした行為からユーザーと盲導犬を守るための社会的方策についても、日本国内同様、盲導犬施設の訪問と施設職員(歩行訓練士、歩行指導員)に対して聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査の概要としては、質的調査研究法によりインタビュー形式の面接調査を実施した。調査期間は、国内においては2015年12月から2017年4月にかけて実施し、実施場所は、合計8箇所の盲導犬協会および1箇所の補助犬協会(北海道盲導犬協会=札幌市、東日本盲導犬協会=栃木県宇都宮市、日本盲導犬協会=静岡県富士宮市、仙台市、島根県浜田市、アイメイト協会=東京都、日本補助犬協会=横浜市、関西盲導犬協会=亀岡市、日本ライトハウス=大阪府千早赤坂村、兵庫盲導犬協会=神戸市、九州盲導犬協会=福岡県糸島市)およびユーザーの自宅においてである。国外では、2017年10月にアメリカ合衆国カリフォルニア州のサンラファエロ市にある盲導犬協会(Guide Dog for the Blind=GDB)で聞き取り調査を実施した。

聞き取り調査の対象者としては、国内において、計13名(男8名、女5名)の盲導犬訓練士ないしは歩行指導員(うち4名は施設長・センター長)と計16名の盲導犬ユーザー(男9名、女7名)及び計1名の盲導犬訓練士かつユーザーであった。アメリカでは計1名(女)の盲導犬訓練士と計1名(女)の盲導犬育成ボランティアであった。なお、調査に参加した盲導犬ユーザーは盲導犬協会による紹介を通してであり、調査の場所は、盲導犬協会ないしはユーザーの自宅や職場であった。

聞き取り調査の質問項目としては、(1)盲導犬とユーザーがこれまでに経験した迷惑行為および危険行為について、(2)迷惑行為および危険行為から盲導犬とユーザーを守るための社会的方策について、であった。

#### 4. 研究成果

インタビュー調査の結果から得られた具体的な内容について述べる。

##### 盲導犬が経験した主な迷惑行為

1. リードを付けた他の犬が、仕事中に近寄ってくる。
2. 放し飼いの散歩犬がじゃれついてくる。
3. 飼い主が意図的に、散歩犬を盲導犬に接近させる。
4. 電車やバスの乗車待ちの際に、人が勝手に体を触る。
5. 訓練中に、車内で人が勝手に食べ物を与える。
6. 信号交差点での待機中に、口笛や舌を鳴らして盲導犬の注意を引き付ける行為をする。
7. 夏の暑い季節に犬を連れて外出することは動物虐待にあたりクレームをつけられる。
8. 犬アレルギーであることを理由に、盲導犬のバス乗車やマンションのエレベーター利用を不快とする乗客やマンション住民から嫌がらせを受ける。
9. 田舎道における蛇の出没により、盲導犬が反応し歩行困難となる。
10. 道路脇の雑草の茂みにより、盲導犬が雑草との接触を避けようと反応してしまう。
11. 盲導犬を無断で勝手にスマホ撮影する。
12. 盲導犬の名前を聞かれて教えたくゆえに、名前を呼ばれてしまい注意をそらされてしまう。
13. 盲導犬に対して、足音を鳴らして、ワンワンと吠えかけて悪戯をする。
14. 駅内の階段で、後ろから降りてきた人によって盲導犬が押し出される。
15. 雪を割って路上に投げる行為により、盲導犬が立ち止まってしまう。

##### 盲導犬が経験した主な犯罪行為

1. 盲導犬の体にタバコの火を押し付ける。
2. 盲導犬の体に落書きをする。
3. 毒物を路上に放置する。
4. 盲導犬の尻尾を故意に踏んで、盲導犬の反応を試す。

##### ユーザーが経験した主な迷惑行為

1. コンビニストアや食料品店への入店拒否にあう。
2. 満室と偽って、ホテル、旅館への宿泊拒否にあう。
3. 満席と偽って、レストランや食事処への入店拒否にあう。
4. バスやタクシーへの乗車拒否にあう。
5. 歩道を通行中に、前から来た歩行者や自転車によって進路妨害にあう。
6. 歩行中、道路脇へ急にバックしてきた車に接触したり、引かれそうになる。
7. 歩行中、背後からスピードをあげて走ってきた車に接触したり、引かれそうになる。
8. バス停の乗車位置で待機していたにもかかわらず、バスが乗車位置をはずれて止まる。
10. 電車に乗車する際、執拗に無理やり腕を引っ張られた挙句に、盲導犬の乗車が妨げられる。
11. 一人暮らしの家で、夜間にチャイムが鳴り応答しても人がいないことや、自宅をのぞき見られているような気配を感じる。
12. 電車ホームでの待機中、具体的な声かけや説明がないままに、単に「お下がりください」と声をかけられて戸惑いが生じた結果、誤ってホームから転落しそうになる。
13. 道に迷った際、通行人に道順を尋ねても、「あっち」、「こっち」、「向こう」というだけで具体性がなく、方向を見失う。
14. 誘導してもらった際、腕を引っ張られて恐怖感を抱く。
15. 歩道を塞ぐ路上駐車(自転車や車)により、一旦歩道から車道への移動を余儀なくされる。
16. 五差路や時差式信号等、信号の切り替わりが変則であることで、信号の判断が困難となる。
17. トラックの音により信号機の音が遮断されたり、車の通り(交通量)が少ないことにより信号の判断が困難となる。
18. 歩きスマホにより歩行中の衝突の危険性が高まる。とりわけ、電車ホームでの歩きスマホが、衝突回避の動作によってホーム転落事故に至る。
19. ハイブリッド車や電気自動車の静音さのため、車の接近に気づかず車との接触事故や衝突

- 事故の危険がある。
20. 段差のない歩道のため、車道と歩道の区別が困難となり、車道へのはみ出しによる自動車事故の危険がある。
  21. 点字ブロックが設置されていない歩道のため、歩道であることの確認や進行方向の確認が困難である。
  22. 歩車分離方式の信号機や時差式信号機の設置により、交差点（スクランブル交差点を含む）や横断歩道の信号の判断が困難である。
  23. コンビニストアの駐車場から突然飛び出してくる車との接触や衝突の危険がある。
  25. 雪の壁に衝突しそうになったり、壁のため車の接近に気づきにくい。
  26. 電車ホームに設置されている立て看板やベンチが歩行の妨げとなる。
  27. バスを降車する際に、自転車と衝突する危険に出会う。
  28. 電車の手動ドアにおけるボタン位置の分かりづらさ故に降車の際に不便と危険を感じる。
  29. 歩行中に自転車による当て逃げを経験する。
  31. 選挙運動期間中の街頭演説のために、通行車両や歩行者の音が聞こえない。
  32. 歩道上のポストに衝突しそうになる。
  33. トンネル内の反響音により、左右前後を見失い、周囲の音が聞こえにくい。
  34. 駅の階段を降りる際に踏み外す危険があり、滑りやすい階段から転落する危険がある。
  35. センサーで作動するエスカレーターへの乗降が困難となり、作動の際に風圧が発生するため、盲導犬が反応してしまう。
  36. エレベーターの乗車位置と降車位置が異なる場合に戸惑う。
  37. ICカード利用のバスや電車の場合、ICカード対応機器の位置がわからずに戸惑う。
  38. デパートやスーパー内のセールスワゴンのはみ出しによる衝突の危険がある。
  39. 自転車による歩道上での追い越しによる接触・衝突の危険がある。
  40. 東京駅等において、電車の通過や進入の際の風圧が強く、電車との接触の危険を感じる。
  41. 駅ホーム上の点字ブロックの配置の複雑さゆえに、読み取りが困難である。
  42. 駅に設置されているエレベーター手前の誘導ブロックが少ないために、利用が困難である。
  43. 地下鉄構内の柱が歩行の障害となっている。
  44. 荷物を電車ホームに置いたり、ホームの黄色線の外側を歩く人がいるために危険を感じる。
  45. 駅内の階段で、後ろから降りてきた人に押され、前につんのめり落ちそうになる。
  46. 駅構内で、外国からの団体観光客から進路妨害を受ける。
  47. 高校周辺で、通学中の高校生が自転車で2、3列の隊列を組んで前から来て、衝突しそうになる。
  48. 通行中の人に声をかけても、無視をされて、相手からの反応がない。
  49. 夜間から早朝にかけて（19：00～7：00）音声信号が止められてしまう。
  50. 路面電車のホームで、電車と縁石との間の隙間に片足が落ちそうになる。
  51. 冬場にレストランの外のテラスに席を案内される。

#### ユーザーが経験した犯罪行為

1. 痴漢行為を受ける。
- 第2に、盲導犬とユーザーを迷惑行為や犯罪行為から守るための社会的方策について述べる。
1. 「スマホ歩き」や「ながら歩き」を禁止する。
  2. 歩道を自転車が通行することを禁止する。
  3. 歩道と車道の境目をわかりやすくするために、バリアフリーを目的とした道路の段差をなくすのではなく、その逆に段差を作ったり、縁石を設けたりする。
  4. 歩行中に衝突しそうになった場合、ユーザーに対して声掛けをしてもらうように啓発する。
  5. 夜間の音響信号の停止を見直し、近所の騒音とならない時間帯は音響を稼働させる。
  6. 路面電車やバス停の縁石が降車の際の障害物とならないように、安全確保を図る。
  7. 盲導犬に対する不適切な関わり（盲導犬の仕事の邪魔をする、盲導犬に悪戯をする等の種々の迷惑・犯罪行為）に関する周知と、そうした行為の防止に向けて、社会啓発・啓蒙を積極的に行う。
  8. 運転手に対する運転マナー（運転スピード、バックする際の注意点、駐車場から車道への飛び出しの禁止等）について周知徹底を図る。
  9. 信号機の設置にあたり、音声信号を取り付けたりするなど、ユーザーが横断中に混乱しないように配慮工夫をする。
  10. 身体障害者補助犬法について、商店・スーパーや食堂・レストランの経営者、宿泊業者、公共交通機関（電車、バス、タクシー等）等に対して、従業員への現任訓練の一環として学習する機会を設ける。
  11. 運転免許の講習会の際に、ドライバーにブラインド・ウォークの体験学習の機会を設ける。
  12. 自動車や自転車の接近に気づくように、自転車や自動車に音響発信装置を取り付ける。

13. 点字ブロックの設置個所を増やしたり、設置済みの点字ブロックを整備したりする。
14. 山形新幹線等、一部の新幹線車両内の通路や座席の幅が狭いため、車体の改善を図る。
15. ユーザーが入店・乗車・宿泊拒否等の迷惑行為を体験した際には、盲導犬協会ははじめ行政機関に対して即座に通告してもらう。また、拒否をした当事者に対しては、身体障害者補助犬法について周知徹底し、粘り強く交渉するなど理解と協力を促す努力を惜しまない。
16. IT機器(スマートフォン、iPhone、スカイプ等)の活用により、情報提供を受けやすくし、生活上の安全や便宜の確保を図る。
17. 駅のホームドアの設置や安全設備の充実を図る。
18. 盲導犬ユーザーが、「歩く」「外出する」「人と会話する」ことの重要性を学ぶ。
19. 道路脇の雑草の除去により歩道を整備し、安心して通行できるようにする。
20. 小・中学校における総合学習の時間において、盲導犬に関する学習の機会を設ける。
21. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等のメディアを通じて、盲導犬について社会啓発・啓蒙を促進する(TVや新聞における「盲導犬会議」の宣伝広告、イベント活動、募金活動等)。
22. 通行の妨げとなる歩道上の看板、掲示板、郵便ポスト、ごみステーションの設置をなくす、駐車や駐輪を禁止する、強風後に路上に放置された枝等の危険物を撤去する。
23. 車両通行の音声が遮断され、道路状況をわかりにくくする路上の雪山を除去する。
24. 交通事故に巻き込まれないように、黄色や赤色の外出着を着用したり、白杖に黄色の反射テープを張ったり、反射材を活用する。
25. 駅構内における乗客が守るべきマナーについて周知する(荷物をホームに置かない、エスカレーターの上を歩かない・走らない、ホームに記されている黄色線の外側を歩かない等)。
26. ユーザーが救急車を利用する際に、救急隊員に対して盲導犬同伴許可に対して理解を求めると同時に、その必要性について周知を図る。
27. 学校の管理者である校長や教頭、行政機関の長や職員、銀行員等が身体障害者補助犬法についてよく知っていない場合、周知徹底を図る。
28. ホーム転落事故を防止するため、盲導犬ユーザーの誘導の際に、駅員の協力を仰ぐ。
29. 視覚障害者や盲導犬ユーザーに対する声掛けの方法について積極的にPRする。彼らが困っている様子や迷っている時に、盲導犬ユーザーに対して声掛けをしてもらう。盲導犬ユーザーと白杖使用の視覚障害者に対する必要時の声掛けの方法について具体的に啓発する。
30. 駅ホームからの転落の危険性がある場合の声掛けの方法としては、単に「お下がりにください」と声掛けをするのではなく、「盲導犬をお連れの方、止まってください」「白杖をお持ちの方、止まってください」と声掛けをし、危険な場合は、一旦その場で停止してもらうように声掛けをする。
31. 「盲導犬がいるから大丈夫」「盲導犬と一緒にだから心配ない」といった「盲導犬=優秀で完璧な犬」という誤解、偏見、先入観にとらわれることなく、「盲導犬でも迷ったり、間違えたりする」と正しく理解できるように周知し、社会全体がもっと社会的弱者に対して関心を持つようにする。
32. 盲導犬のハーネスに付いているハーネスバックには「お仕事中」と明記し、法律で定められている「表示」をすると同時に、盲導犬協会の日頃の啓発活動では、盲導犬がハーネスを付けている時は仕事中であり、たとえハーネスを付けていない場合であっても「待つ」お仕事をしていることもあることから、盲導犬に対して触れたり、声掛けをしたり、食べ物を与えないようにと呼び掛けをする。また、盲導犬ユーザーからも周囲の人に対して、同様な呼び掛けをしてもらう。
33. 盲導犬ユーザーは視覚に障害があるため、「あっち」「こっち」「向こう」という言葉では、方向が分からない。よって、ユーザーの体の向きを「12時」として、右方向の場合は「3時」、左方向の場合は「9時」、斜め左方向の場合は「10時」と伝えることで正しい方向に導くようにする。
34. 盲導犬ユーザーはじめ、一般的に視覚障害者を誘導する際に、腕を引っ張ってしまうと恐怖心を抱かせてしまうため、誘導する人の腕と肩を軽く掴むといった「手引き」の方法で行うように啓発する。
35. 道に迷っていたり、信号の判断に困っていたりする様子の盲導犬ユーザーや白杖使用の歩行者を見かけた際は、「何かお手伝いすることはありますか?」と声掛けをすることで、視覚障害者が安心感を持てるようにする。
36. 音響信号の設置を行政や警察署に対して要請する。
37. 一般人に対して、歩道の路上駐車の危険性について啓発を行う。
38. 飼い犬の放し飼いを禁止したり、盲導犬への故意の接近を禁止したりする。

#### 本研究の考察

迷惑行為と犯罪行為の多くは、盲導犬とユーザーを取り巻く物理的環境と人的環境に起因するものであること。すなわち、物理的な環境とされる社会施設、制度・法律の不備や不充足に加えて、人的な環境とされる盲導犬とユーザーに対する無知や無理解(人権の軽視や無知を含

む) や盲導犬の安全保護およびユーザーの基本的な権利(人権)に対する侵害(ハラスメントや暴力等を含む)が存在することである。

次に、盲導犬とユーザーの生活圏における物理的環境である社会施設、制度や法律の改善・整備や拡充に加えて、人的環境の整備と改善(社会啓発・啓蒙の促進と社会教育の推進等)の必要性が指摘できる。具体的には、身体障害者補助犬法をはじめ、盲導犬とユーザーに関する法律や制度の整備と充実により、盲導犬とユーザーの安全確保はもとより、盲導犬に対する知識と理解を促進すると同時に、ユーザーの基本的な権利(人権)の侵害を防止し、盲導犬とユーザーの双方が、より快適な日常生活(QOLの向上)を営むことができるように、国をはじめ地方自治体(都道府県および市町村)が積極的に取り組むことを義務付ける必要がある。

今後に残された研究課題としては、今回訪問したアメリカでは、日本とは状況が異なり、盲導犬とユーザーが経験する迷惑・犯罪行為の実態とそれらの行為に対する社会的防止策について情報収集が十分でなかった点は否めない。今後、アメリカをはじめ、それ以外の国における実情についても情報収集し、日本との国際比較をすることで、今後の日本における盲導犬とユーザーを迷惑・危険行為から守るための社会的方策について、より広い視野から考察し、日本の実情にあった方策を明らかにすることが可能ではないかと考えた。

最後に、本研究の推進にあたって、ご多忙のなか、貴重かつ多大な協力を惜しみなく提供して頂いた盲導犬ユーザーと盲導犬協会(補助犬協会を含む)の職員の方々に心より厚く御礼を申し上げたい。盲導犬とユーザーが快適で幸福な生活を送ることができるように、本研究から得られた貴重なデータと豊富な示唆が形となって実を結ぶことを祈念し、今後もそのための努力を傾注していきたいと考える。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計0件)

[学会発表](計0件)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

横山 穰(YOKOYAMA Yuzuru)

北星学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号: 20224706

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号:

### (4) 研究協力者

( )